



No.612
3 分間
税ミナール

令和6年4月24日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

所得税法等一部改正など令和6年度税制改正法案が成立

令和6年度税制改正における所得税法等の一部改正法案及び地方税法等の一部改正法案が本年3月28日、参院本会議で賛成多数で可決、成立しました。両法律案は、一部を除き、令和6年4月1日から施行されています。所得税法等の一部を改正する法律案は、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うとしています。

個人所得課税では、所得税の定額減税があり、居住者の令和6年分の所得税額から、居住者並びに配偶者及び扶養親族1人につき3万円が控除されますが、合計所得金額1805万円以下の場合のみ対象となります。ストックオプション税制の利便性向上を図り、スタートアップ(設立の日以後の期間が5年未満の株式会社)が付与した新株予約権について、年間権利行使価額の限度額を2400万円に引き上げ、さらに一定の株式会社(設立後5年以上20年未満の株式会社で、上場等後の期間が5年未満)は、最大3600万円に引き上げられます。また、住宅ローン控除が拡充されます(令和6年分につき子育て世帯の借入限度額上乗せ等)。

法人課税では、賃上げ促進税制が強化されます。従来の大企業向けの措置について、税額控除率の上乗せ措置等を見直し、適用期限を3年延長、中堅企業向けには新たな措置が創設されます。中小企業向けの措置について、5年間の繰越控除制度を創設し、適用期限を3年延長、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置についての適用要件が緩和され、子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への税額控除率の上乗せ措置が創設されます。

さらに、戦略分野国内生産促進税制を創設し、民間として事業採算性にのりにくいが、国として特段に戦略的に長期投資が不可欠となる分野として電気自動車、半導体等を対象に、生産・販売量に応じて10年間、一定の税額控除ができることとされます。また、損金算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費の金額基準が引き上げられます(1人5千円→1万円)。消費課税では、国外事業者がデジタルプラットフォームを介し、国内市場に参入して行うデジタルサービスについて、国外事業者の取引高50億円超のプラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課す制度が導入されます。

国際課税では、非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度が整備されます。納税環境整備では、更正の請求に係る隠蔽・偽装行為に対する重加算税制度が整備されます。また、期限切れ租税特別措置について、住宅用家屋の所有権保存登記等に係る登録免許税の軽減措置を延長(3年)、旅行者等が入国の際に携帯等して輸入する紙巻たばこの特例措置が延長(1年)されます。

そのほか、防衛力強化に係る財源確保(附則)として、令和5年度税制改正の大綱及び令和6年度税制改正の大綱に基づき、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を実施するため、適当な時期に必要な法制上の措置が講じられるとしています。

「所得税法等の一部を改正する法律案要綱(財務省)」(令和6年3月28日)は、
こちらからご覧いただけます。

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/213diet/st060202y.htm

